

令和2年2月19日

半田市議会議員の皆様
文教厚生委員会の皆様

NPO法人子どもたちの生きる力をのばすネットワーク
代表理事 赤松 由隆

第26回議会報告会・意見交換会における「不登校」に関わる質問に対する
回答^{註1}の内容についての質問とお願い

※注1（はんだ市議会だより NO.210・2020.2.1 9ページ上段右のQ&A）

時下、皆様にはますますご清祥のこととお慶び申し上げます、日ごろ本会にご理解とご協力を頂き厚くお礼申し上げます。

さて、みだしのことにつきまして、以下についてご検討・ご回答頂きたいようお願い申し上げます。

記

1. 質問箇所

Q：いじめ不登校対策事業について、小学校の不登校が増えていると聞きますが、その原因など議員としての考えを聞かせて下さい。

A：無理して学校へ行かなくてもいい、というアナウンスが影響していることが一つの原因と考えます。

2. 質問内容

回答された上記Aの「アナウンスの影響」の内容を「無理して学校へ行かなくてもいい」という言い方・考え方が広まったことが、小学校の不登校増加の一つの原因」と、理解します。この点について疑念があります。

まず、第1に「アナウンスが影響して」と原因の第一番目に挙げられた回答のご主旨をお伺いします。

不登校になった子どもたちは学校に行きたくても行けずに苦しんでいます。また、保護者たちも学校や周りからの圧力で苦しんでいます。いじめから自殺に追い込まれた子どもや保護者の気持ちを「アナウンスの影響」という言い方で覆い隠して、軽んじているように受け取れます。また、本会のようなフリースクールなど学校以外の場での「無理して学校へ行かなくてもいい」という「アナウンス」が不登校の原因だと非難しているように受け取れますがいかがでしょうか。

第2は、「無理して学校へ行かなくてもいい」という指導理念は、不登校児童生徒へ

の指導方針として、国・地方の教育行政や民間のフリースクールなど全体として、今や常識のことと考えます。

不登校児童生徒の立ち直りには、自己肯定感を持ち将来の自立を促すため、まずは、生きようとする意欲とエネルギーを培うことが肝要です。

そのため子どもの「休養の必要性」に着目し、それに対応する「多様な教育を受ける機会」を設け基礎学力獲得のための学習機会にも配慮して、国は平成28年、「教育機会確保法」を制定しました。以下、同法の胆となる第13条の規定を次ページに示します。

教育機会確保法第13条「国及び地方公共団体は不登校児童生徒が学校以外の場において行う多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、不登校児童生徒の休養の必要性を踏まえ、当該不登校生徒の状況に応じた学習活動が行われることとなるよう、当該不登校児童生徒及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の支援を行うために必要な措置を講ずるものとする。」（下線は本会で付記）

不登校の児童生徒の実態と、彼らの本当の苦しみを配慮するよりも、一日も早い学校復帰を優先したため、かえって問題をこじらせる例があとを絶たず、行政もNPOもその対応のため話し合いと研究を進める中、子どもたちの休養の重要性にたどり着き、教育機会確保法の制定に繋がったと認識しています。

この法律に示された内容は、文部科学省と国及び半田市など地方の教育行政と、私ども、フリースクール等民間機関が共に共有してきた共通の価値観だったと思いますが、いかがでしょうか。

第3にそのことは、仮に紆余曲折があっても半田市の教育行政と「のばす会」の今日に至る実践の経緯を見ても明らかではないでしょうか。のばす会としては半田市や教育行政との関係は「多様で適切な学習活動の重要性」と「不登校児童生徒の休養の必要性」を互いに認め合いながら続けてきたと考えていますがいかがでしょうか。

子どもたちに寄り添い日々の実践を積んできた私たちとすれば、今回の「アナウンスの影響」という回答の文言の真意がはっきりしませんので、このまま見過ごすことができずご真意を伺うことにしました。

3. お願い

半田市議会としての、私どもに対する納得の行くご説明をお願いするものです。

以上